

## さくら市営駐車場指定管理者候補者の選定結果

さくら市指定管理者選定委員会において、平成29年4月から指定管理者制度を適用する下記施設の候補者を選定しましたので公表します。

なお、選定された指定管理者は、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経た後、正式に決定されます。

### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

「さくら市営駐車場」

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| ①さくら市営上町第1駐車場  | さくら市氏家 2431 番地 1  |
| ②さくら市営上町第2駐車場  | さくら市氏家 2380 番地 1  |
| ③さくら市営上町第3駐車場  | さくら市氏家 2379 番地 5  |
| ④さくら市営石町駐車場    | さくら市氏家 2678 番地 1  |
| ⑤さくら市営蒲須坂駅駐車場  | さくら市蒲須坂 687 番地 16 |
| ⑥さくら市営氏家駅東口駐車場 | さくら市氏家 1857 番地 3  |

### 2 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日（5年間）

### 3 応募団体名

氏家商工会

### 4 審査項目及び配点

#### (1) 選定委員会開催日

平成28年10月12日（水）

#### (2) 審査項目及び配点

別紙のとおり

### 5 審査方法

(1) 申請団体から提出された事業計画書、収支予算書、団体の概要その他指定申請書添付書類、プレゼンテーションを実施し、審査基準に基づいて8名の選定委員が審査項目ごとに採点を行い、申請団体ごとに得点を合計した。

(2) 各委員は、審査項目ごとに点数を付け審査を行い、団体ごとに合計点数を付け最も高い点数を付けた委員の数が1番多い団体を選定した。

(3) 選定において最低基準点を70点とし、各委員が付けた点数の合計点数の平均点がこれに満たない法人については選定しないこととした。

(4) 最高得点を付した審査委員の数が同数であった場合は、合計点数の高い

申請者を候補者として選定して。

## 6 審査結果

### (1) 指定管理者の候補者として選定した団体

氏家商工会

※申請団体が 1 団体であったが、各委員が付けた点数の合計点数の平均点数が 76.9 点で最低基準点とした 70 点を上回った。

### (2) 審査結果表

	氏家商工会
A 委員	74
B 委員	74
C 委員	82
D 委員	85
E 委員	80
F 委員	70
G 委員	80
H 委員	70
合計点数	615
平均点数	76.9

## 7 指定管理者候補者

住 所 さくら市氏家4504-1

名 称 氏家商工会

## 8 所管課

さくら市総務部財政課

TEL 028-681-1122

別 紙

さくら市指定管理者選定委員会（市営駐車場指定管理）審査項目及び配点

審査項目	配 点
管理運営を行うにあたっての経営方針	5
安全安心面からの管理の具体策など特徴的な取り組みについて	10
施設の管理について（職員の配置、職員の研修計画、経理）	20
施設の運営について（年間の自主事業計画、サービスを向上させるための方策、利用者の要望の把握及び実現策、利用者のトラブルの未然防止と対処法）	20
個人情報の保護について	5
緊急時対策について（防犯、防災の対応）	10
団体の理念について（団体の経営方針、指定管理者を申請した理由、施設の現状に対する考え方及び将来展望）	10
見積金額 配点20点×（最低見積金額÷提案見積額）	20
合 計	100

## 指定管理者申請者考察票

対象施設 さくら市営駐車場

募集方式： 一般公募

申請者

氏名	氏家商工会
住所	栃木県さくら市氏家4504-1 TEL028-682-2019 FAX028-682-9165

資格に関する事項（募集要項P7）

資格項目	適・不
ア 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者。	適 (申立書のとおり)
イ 地方自治法第244条の2第11項により指定管理者の指定を取消しを受けたことがある者	適 (申立書のとおり)
ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びそれらの利益となる活動を行う者	適 (確約書のとおり)
エ 国税及び地方税を滞納している者	適 (納税証明書添付)
オ 会社更生法及び民事再生法の適用を申請している者。	適 (確約書のとおり)